

東大阪市・大東市地域
循環型社会形成推進地域計画

(第2期)

平成23年12月14日

〔 変更履歴
平成26年12月2日 〕

東 大 阪 市
大 東 市
東大阪都市清掃施設組合

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) 広域化について	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	8
(3) 処理施設等の整備	12
(4) その他の施策	13
4. 計画のフォローアップと事後評価	14
(1) 計画のフォローアップ	14
(2) 事後評価及び計画の見直し	14
添付資料	
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成23年度）	15
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成24年度）	17
様式3 東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	18
参考資料様式1 施設概要(マテリアルリサイクル推進施設系)	22
参考資料様式2 施設概要(エネルギー回収推進施設系)	23
<トレンドグラフ>	24
様式1の添付資料	29

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 東大阪市、大東市
面積 80.08 km²
人口 631,331 人 (平成23年10月1日現在)
(住民基本台帳+外国人登録)

(内訳)

市町村名	東大阪市	大東市
面積 (km ²)	61.81	18.27
人口 (人)	504,466	126,865

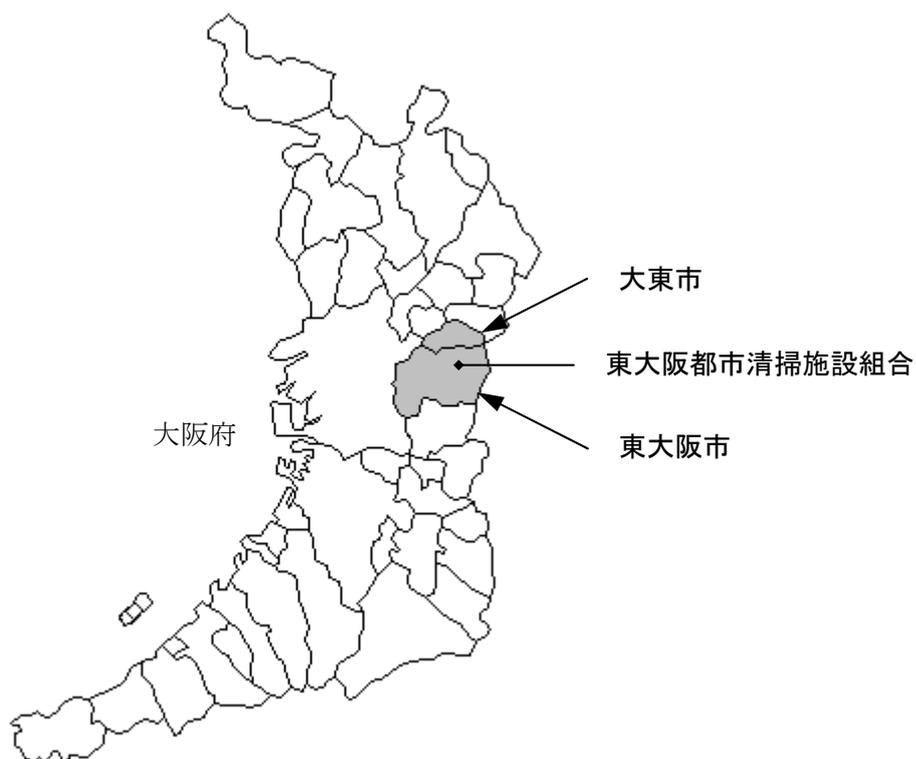


図1 東大阪市、大東市及び東大阪都市清掃施設組合の位置

(2) 計画期間

本計画は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、計画期間内でも、目標の達成状況、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

現在、東大阪市と大東市から排出される一般廃棄物は、昭和40年から一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合（以下「施設組合」という）で中間処理を行っている。

中核市を含むこの地域は63万人を超える人口をもち、市民生活を営むなかで多量の一般廃棄物が発生している。また、中小企業のまちとして知られるこの地域は、世界的にも有数の製造技術をもつ企業が多く集積していることから、事業系一般廃棄物の割合が多い。

そこで、事業系一般廃棄物については、減量・適正処理に向けた施策を展開するとともに減量意識を普及させるための啓発活動を行う。

家庭系廃棄物については、可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる品目の分別収集による資源化を促進する。また、集団回収の活性化などにより古紙類の資源化を促進する。

また、資源を有効に活用するリサイクルを促進し、どうしても発生抑制や循環的な利用ができずに、ごみとして排出されてしまうものについては、ごみ搬入量の動向及びごみ処理・リサイクル技術の将来動向を見極めつつ、東大阪市、大東市及び施設組合の三者の連携を強化し、長期的な視点にたち計画的に焼却施設、破碎施設、資源化施設等の中間処理施設の整備を進め、再生利用と適正処理を推進する。

最終処分量については、平成27年度時点では現状の処理体制で推移するため、国の減量計画の目標を達成はできないが、現第四工場（旧称：第一工場）の更新も視野に入れ、2施設の焼却残渣の総合的な資源化（セメント化等）の検討を進め、削減を目指していくものとする。

併せて、エネルギーの回収にも努め、環境に負荷の少ない循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

(4) 広域化について

前述のとおり、昭和40年から東大阪市と大東市を構成市とする施設組合を設立し、広域化に取り組んでいる。

図2のように収集・運搬については東大阪市と大東市が行い、処理処分は一部事務組合である施設組合で行っている。

また、適正な処理処分等を行うために、定期的に会議を開催し連携を強化するとともに業務上の調整を図っている。

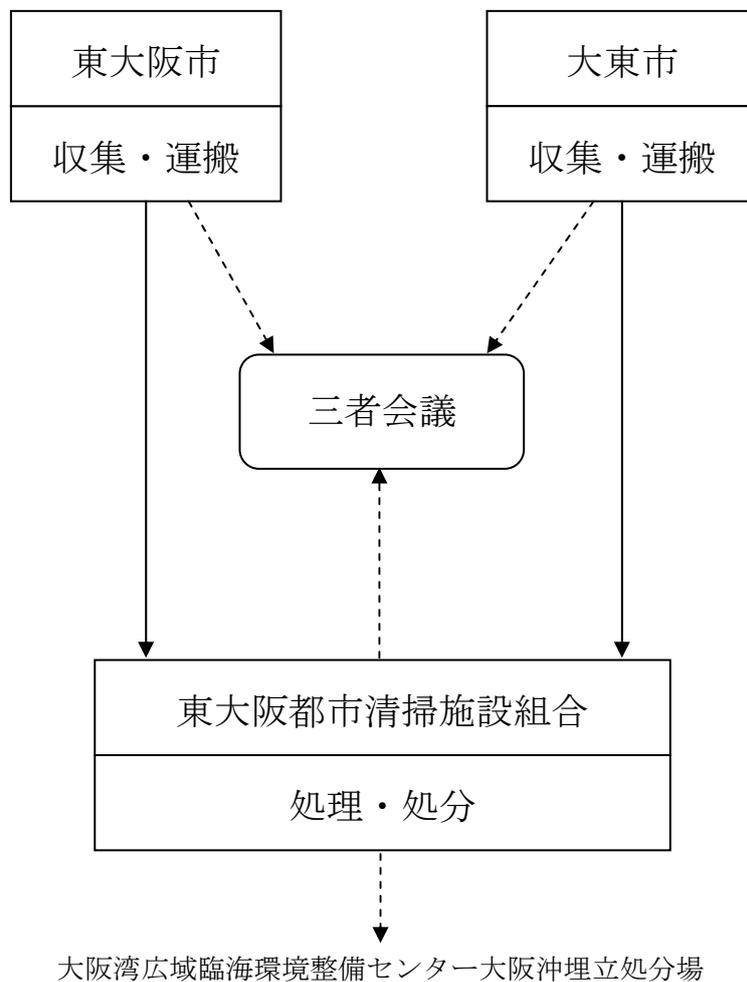


図2 広域行政組織図

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成22年度の一般廃棄物の排出処理状況は図3のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、261,651 トンであり、再利用される「総資源化量」は 39,239 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 15.0%である。

中間処理による減量化量は 179,012 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 7割以上が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 18%に当たる 43,400 トンが焼却灰として大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場に全量埋め立てられている。

なお、中間処理の内、焼却量は 221,573 トンである。焼却施設では、焼却により発生した熱を回収し、発電を行い自家消費している。また、温水を施設内利用している。

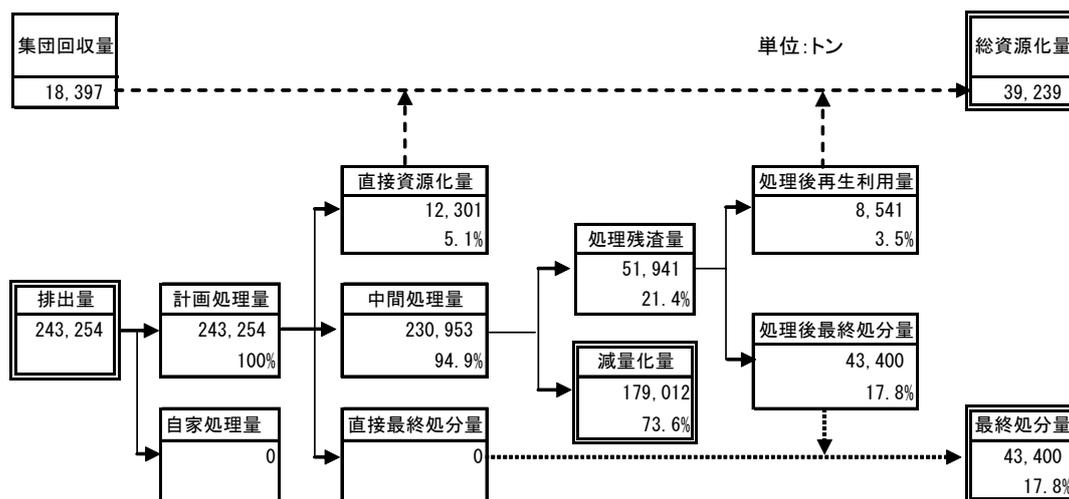


図3 一般廃棄物の処理フロー（平成22年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図4のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、別添資料に現状と目標のトレンドグラフ(図5から図9)を添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		参考(割合 ^{※1}) (平成19年度)	現状(割合 ^{※1}) (平成22年度)	目標(割合 ^{※1}) (平成29年度)
排出量	事業系 総排出量 トン	125,404	107,660	103,524 -3.8%
	1事業所当たりの排出量 ^{※2} トン/事業所	3.38	2.84	2.47 -13.0%
	家庭系 総排出量 トン	145,862	135,594	122,385 -9.7%
	1人当たりの排出量 ^{※3} kg/人	213	198	176 -11.1%
	合計 事業系家庭系排出量合計 トン	271,266	243,254	225,909 -7.1%
再生利用量	ごみとなる前の資源化量(集団回収) トン	21,324	18,397	22,636
	直接資源化量 トン	15,057 5.6%	12,301 5.1%	22,258 9.9%
	処理後再生利用量 トン	8,502 3.1%	8,541 3.5%	12,085 5.3%
	総資源化量 トン	44,883 15.3%	39,239 15.0%	56,979 22.9%
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量) MWh	16,975	17,637	57,700
減量化量	中間処理による減量化量 トン	200,559 73.9%	179,012 73.6%	154,195 68.3%
最終処分量	埋立最終処分量 トン	47,148 17.4%	43,400 17.8%	37,371 16.5%

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

人口(各年度10月1日現在): 平成19年度 639,265人、平成22年度 632,703人、平成29年度 614,442人

《指標の定義》

排出量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、処理後再生利用量の和 [単位: トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

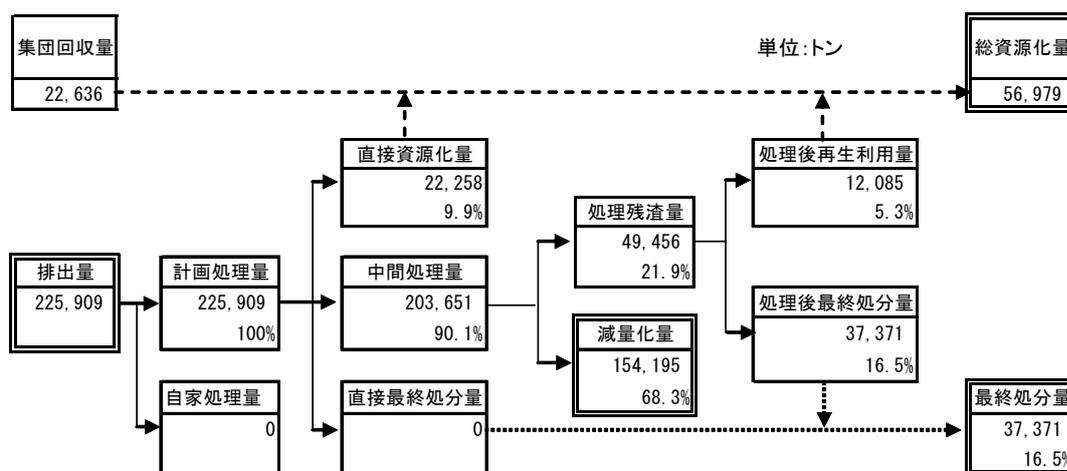


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア) 有料化（施策番号 11）

家庭ごみについては、まずは大型ごみの有料化導入について、発生抑制の効果を見込み、早期導入に向けて検討する。次に、ごみ減量目標が達成できない場合に、家庭ごみの有料化の導入を検討する。なお、導入にあたっては、多様な資源回収システムの拡充を推進し、市民に単なる費用負担とならないように留意するとともに、ごみ処理費用などに関する情報提供などにより市民の有料化への理解を深め、有料化導入に対する合意形成に努める。

また、事業系一般廃棄物については、累進従量制により課金し、処理料金を徴収しているが、現状は収集・処理に要する費用や料金徴収に伴う事務費用の全額負担とはなっていない。

今後、さらに事業者の処理責任を明確にし、廃棄物の減量が進むように、収集手数料、処理手数料の徴収方法、費用負担のあり方を見直す必要がある。

イ) 環境教育の普及、啓発（施策番号 12）

- ・東大阪市では、紙すき教室やマイバック教室、ごみ講座など複数の環境教育出前講座メニューを作成し、多様なニーズに対応できる環境教育出前講座を作り上げ、幅広い年代の市民を対象として普及啓発に努めていく。特に次世代を担う小学生には、ごみ減量・リサイクル教室とあわせて、パッカー車の稼働実演を行うメニューを実施し、印象に残る啓発活動を推進していく。今後は、東大阪市内の全小学校において講座を実施すべく環境教育メニューの周知拡大をしていく。また、地域イベントでの分別資源ステーションの運営を行うことで、地域と協働した環境教育を実施していく。
- ・大阪府リサイクル社会推進会議で取り組んでいるエコショップ制度について、両市内の販売店の登録を促し、エコショップとしての取り組みが推進するように啓発する。

ウ) ごみを出さない運動の展開（発生抑制の推進）（施策番号 13）

東大阪市内から出される家庭ごみの重量比で約4割を占める、厨芥類の減量を図るため、東大阪市地域ごみ減量推進協議会と連携し、厨芥類の水分を減らす施策を展開する。同時に食生活の面からも、ごみが出ない生活の実践への誘導ができるように、東大阪市内の大学と連携し、食育によるごみ減量メニューを作成し市民への周知に努める。

エ) マイバッグ運動（施策番号 14）

市民・事業者・行政が協働してごみ減量に取り組むため、「買い物袋持参」「もったいない」などをテーマとした活動を行う。

具体的には、東大阪市においては、東大阪市地域ごみ減量推進会議など、地域住民主体の組織と協力して環境にやさしい商品の使用、買い物袋持参・簡易包装を推進する。特に、買い物袋の持参、簡易包装の推進については、東大阪市・大東市を含む近隣市11市が参画する東大阪ブロック・京阪奈北レジ袋削減推進会議において、毎年一斉にレジ袋削減キャンペーンを実施し、広域的に取り組んでいる。

オ) ごみの分別と出し方の周知徹底（施策番号 15）

東大阪市においては、地域の自治会、「地域ごみ減量推進員（協力員）」や市職員の連携を強化し、分別排出ルールの徹底や地域における資源ステーションの管理を徹底する。

また、間違い出しや不法投棄など管理が難しい資源ステーションに関しては、市職員による定期的なパトロールにより、資源ステーションを適正に運営できるようにする。同時に、当該資源ステーションのある自治会に対しては、異物の排出情報を伝え、近隣住民が適正にごみの排出ができるよう啓発を行う。

カ) 生ごみ堆肥化の普及・推進（施策番号 16）

- ・東大阪市においては、家庭用生ごみ処理機の購入補助事業を今後も継続し、生ごみの減量・リサイクルを促進する。また、更なる生ごみの堆肥化を推進するために、生ごみ処理機より発生した処理物を回収し、堆肥化するシステム作りを検討する。

キ) 事業系ごみの減量推進（施策番号 17）

- ・東大阪市においては、特定事業者に対し、条例に基づき事業系一般廃棄物の減量、廃棄物管理責任者の選任・届出、一般廃棄物減量計画書の届出を義務付けている。今後、事業系一般廃棄物減量マニュアルを作成し、小規模事業者に対しても、ごみ減量・リサイクルに努めるよう周知啓発を行う。
- ・大東市においては、1日平均100kg以上排出する多量排出事業者に対して、条例により事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付けている。

(2) 処理体制

ア) 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

東大阪市・大東市の可燃系ごみについては、施設組合の焼却施設（昭和50年竣工の第三工場(旧称：第二工場)と昭和56年竣工の第四工場（旧称：第一工場））において焼却処理し、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場で最終処分を行っている。

今後、同処分場には引き続き依存するが、焼却施設の更新（第一期工事として第三工場(旧称：第二工場)を更新し、平成28年度に新規焼却施設を竣工させること）に加え、現第四工場（旧称：第一工場）の更新も視野に入れ、2施設の焼却残渣の総合的な資源化（セメント化等）の検討を進め、最終処分量の減量化を図るものとし、また、高効率な熱回収(発電)も行う。

不燃系ごみ・粗大系ごみについても同様に施設組合の粗大ごみ処理施設（昭和50年竣工の破碎工場）において破碎選別した後、焼却処理及び資源化しているが、老朽化しているため、今後、粗大ごみ処理施設の更新によりマテリアルリサイクルの推進を図る。

東大阪市においては、廃蛍光管・廃乾電池の分別収集を市内の回収協力店の協力により拠点回収し、民間業者に委託し資源化している。今後もこれを継続する。また、古紙・古布は、地域での集団回収の活性化を図るため、支援する。

大東市においては、蛍光灯・電池等の市で適正に処理することが困難なものについては、今後は、大東市家電リサイクル引取り協力店への協力依頼や商工会議所等と連携し、回収拠点となる販売店の募集を行い、平成24年度以降に導入を図る。

東大阪市・大東市共に、ペットボトルは拠点回収と分別収集を実施しており、施設組合において選別・圧縮処理している。その他プラスチック製容器包装は分別収集、白色トレイは拠点回収し、施設組合で一時保管後に資源化している。また、缶・びんについては、両市ともに全市域で分別収集を実施しており、施設組合へ搬入後、民間資源化施設により選別処理・資源化をしている。

イ) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後（施策番号 21）

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

施設組合へ搬入される事業系一般廃棄物は、施設組合の焼却施設において焼却処理し、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場で最終処分を行っている。また、施設組合へ直接搬入された一般ごみからは、古紙・古布を回収し、資源化している。

今後も、東大阪市においては一定の基準を満たす特定事業者に対して、また、

大東市においては 1 日平均 100kg 以上排出する多量排出事業者に対して、条例により提出を義務付けている事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を指導し、計画を実行するよう推進していく。

また、選別等の中間処理は、民間活力の導入も視野に入れ行っていく。

ウ) 今後の処理体制の要点

- 可燃性ごみの処理について、焼却施設の第三工場（旧称：第二工場）を第一期工事として更新し、高効率な熱回収（発電）を行うとともに、最終処分量の減量化を図るため、焼却残渣の資源化（セメント化等）の検討を進める。
- 粗大ごみの処理について、粗大ごみ処理施設を更新し、マテリアルリサイクルを推進する。
- なお、事業系については、「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成・提出を指導し、計画を実行するよう推進していく。

表2 東大阪市、大東市の家庭系・事業系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

《家庭系》

現状（平成22年度）							
東大阪市				大東市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）
家庭ごみ	焼却	施設組合 焼却施設	92,540	家庭ごみ	焼却	施設組合 焼却施設	23,408
燃える 大型ごみ			2,065	燃える 大型ごみ			817
燃えない 大型ごみ	破碎 選別	施設組合 粗大ごみ 処理施設	5,211	燃えない 大型ごみ	破碎 選別	施設組合 粗大ごみ 処理施設	962
不燃の小物				燃えない 小物			
あきかん・ あきびん	資源化	施設組合 資源ごみ 集積場	3,847	資源ごみ	資源化	施設組合 資源ごみ 集積場	997
ペットボトル		施設組合 ペットボトル 減容施設	790	ペットボトル		施設組合 ペットボトル 減容施設	117
プラスチック製 容器包装		施設組合 その他プラスチック 受入設備	2,460	プラスチック製 容器包装		施設組合 その他プラスチック 受入設備	1,168
白色トレイ		施設組合 白色トレイ 保管施設	1	—		—	—
廃蛍光管・ 廃乾電池		資源化業者	28	—		—	—
古紙・古布		資源化業者	370	—		—	—
—		—	—	紙パック		資源化業者	14
自主的な 資源化量		—	494	自主的な 資源化量		—	305
集団回収		—	15,093	集団回収		—	3,304

今後（平成29年度）						
分別区分 東大阪市	分別区分 大東市	処理方法		処理施設等		処理量 （トン）
				一次処理	二次処理	
家庭ごみ	家庭ごみ	焼却 (熱回収)	発電	施設組合 焼却施設	※1フェニックス 最終処分場	102,253
燃える 大型ごみ	燃える 大型ごみ					1,689
燃えない 大型ごみ	燃えない 大型ごみ	破碎選別		施設組合 粗大ごみ 処理施設	可燃物は 焼却、 金属類は 資源化	4,399
不燃の小物	燃えない 小物					
あきかん・ あきびん	あきかん・ あきびん	資源化		資源化業者	可燃残渣は 焼却	5,126
ペットボトル	ペットボトル	選別・圧縮		施設組合 ペットボトル 減容施設	資源化業者 (可燃残渣は 焼却)	1,058
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	資源化		資源化業者	可燃残渣は 焼却	5,511
白色トレイ				資源化業者	—	13
廃蛍光管・ 廃乾電池	廃蛍光管・ 廃乾電池	資源化		資源化業者	—	53
古紙・古布	—			資源化業者	—	1,203
—	紙パック	資源化		資源化業者	—	13
自主的な 資源化量	自主的な 資源化量			—	—	1,067
集団回収	集団回収	資源化		—	—	22,636

※1 フェニックス最終処分場：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

注1 参考として、分別区分の説明を添付資料に示す。

《事業系》

現状（平成22年度）							
東大阪市				大東市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）
一般ごみ	焼却	施設組合焼却施設	84,533	一般ごみ	焼却	施設組合焼却施設	9,748
	資源化	直接搬入ごみより古紙・古布回収し、資源化業者に引渡し	22		資源化	直接搬入ごみより古紙・古布回収し、資源化業者に引渡し	4
粗大ごみ	破碎選別	施設組合粗大ごみ処理施設	1,840	粗大ごみ	破碎選別	施設組合粗大ごみ処理施設	264
あきかん・あきびん	資源化	資源化業者	186	—	—	—	—
自主的な資源化量		—	8,749	自主的な資源化量	資源化	—	2,314

今後（平成29年度）					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量（トン）
			一次処理	二次処理	
一般ごみ	焼却（熱回収）	発電	施設組合焼却施設	※1フェニックス最終処分場	81,742
	資源化		直接搬入ごみより古紙・古布回収し、資源化業者に引渡し	—	29
粗大ごみ	破碎選別		施設組合粗大ごみ処理施設	可燃物は焼却、金属類は資源化	1,508
あきかん・あきびん	資源化		資源化業者	—	365
自主的な資源化量			—	—	19,880

※1 フェニックス最終処分場：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

注1 分別区分は、家庭ごみの分別区分に準じた分別を行なうことを原則とする。

(3) 処理施設等の整備

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

ア) 東大阪都市清掃施設組合 高効率ごみ発電施設整備事業(事業番号 1)

平成28年度の竣工を目指し、処理能力400t/日の新規焼却施設を整備する。また周辺環境との調和、環境負荷の低減、また高効率発電など積極的な余熱利用に配慮する。

イ) 東大阪都市清掃施設組合 粗大ごみ処理施設整備事業(事業番号 2)

平成28年度の竣工を目指し、処理能力50t/5hの新規粗大ごみ処理施設を整備し、資源化を促進する。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	東大阪都市清掃施設組合 高効率ごみ発電施設整備 事業	400t/日	大阪府東大阪 市水走4-6-25	H24~H28 年度
2	マテリアルリサイクル推進施設	東大阪都市清掃施設組合 粗大ごみ処理施設整備事 業	50t/5h	大阪府東大阪 市水走4-6-25	H24~H28 年度

※ 現有処理施設の概要を添付(市町村別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの)

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号2 既存粗大ごみ処理施設の老朽化、資源化の促進

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア) 古紙・古布の全市的な回収の実施（施策番号 41）

- ・東大阪市においては、集団回収事業を円滑に促進、拡充するために「東大阪市再生資源集団回収推進協議会」と連携して、実施団体の課題等を把握し、また、未実施地域はなぜ実施できないかなどの原因把握に努める。併せて再生資源集団回収等奨励金交付対象品目について、今後の市の収集体制と併せて見直す。
- ・大東市においては、地域で実施されている古紙・古布等の集団回収を支援・育成し、回収量の拡大を図る。集団回収を行っていない地域については、啓発を進め、行政が主導的に回収曜日の指定や資源回収業者の斡旋を行い、古紙・古布回収の仕組みを構築する。

イ) 廃家電のリサイクルにかかる普及啓発（施策番号 42）

大東市においては、廃家電のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法の対象品目は、広報紙、ホームページ、ごみカレンダー等に処理方法を掲載し適切に処理されるよう市民に啓発を続ける。また、前記以外の廃家電のうち、市を経由するのではなく販売店で回収し、そのまま逆流通ルートに乗せて資源化施設に送る方が環境負荷の低減のため効果的であるものについては、販売店返却による資源化システムの確立について検討する。

ウ) 市役所での率先したごみ減量やグリーン購入の実践（施策番号 43）

再生原料の使用や省エネ設計等の環境に配慮された物品等の購入を市が率先して実行することにより、地域社会において、環境に配慮された物品等への転換を促進する。

エ) 不法投棄対策（施策番号 44）

警察や関係機関、地域の自治会などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、不法投棄が起りやすい場所の重点的なパトロールの強化や街灯の設置などを行い、不法投棄防止を図る。また、ポイ捨てや不法投棄防止の啓発や地域での美化活動を、関係課と調整を図りつつ推進する。

オ) 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号 45）

震災や水害等の発生時に、適切・迅速な対応を図るため、災害発生時の行動マニュアル、災害廃棄物への対応マニュアルの整備を進める。また、日頃から、近隣市及び遠隔地の同規模の市などと災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるとともに、近隣市等との「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を踏まえ、災害時等におけるより広域な相互応援・支援体制の確保に努める。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

東大阪市、大東市及び施設組合では、毎年、計画の推進状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、大阪府及び国と意見交換をしつつ、計画の推進状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の推進状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 23 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	東大阪市・大東市	(2) 地域内人口※	631,331 人	(3) 地域面積	80.08 k m ²
(4) 構成市町村等名	東大阪市、大東市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村：東大阪市、大東市 ②設立年月日：昭和 40 年 10 月 4 日設立				

※平成 23 年 10 月 1 日現在

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(割合※ ²)						目標(割合※ ²)
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 29 年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	132,211	131,991	125,404	116,949	110,526	107,660	103,524 (-4%)
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.48	3.53	3.38	3.13	2.86	2.84	2.47
	家庭系 総排出量 (トン)	152,275	151,656	145,862	140,847	137,169	135,594	122,385 (-10%)
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	224	224	213	206	200	198	176
	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	284,486	283,647	271,266	257,796	247,695	243,254	225,909 (-7%)
再生利用量	ごみとなる前の資源化量(集団回収)(トン)	21,297	21,405	21,324	20,614	18,737	18,397	22,636
	直接資源化量 (トン)	15,569 (5%)	16,465 (6%)	15,057 (6%)	14,840 (6%)	14,284 (6%)	12,301 (5%)	22,258 (10%)
	処理後再生利用量 (トン)	7,565 (3%)	7,310 (3%)	8,502 (3%)	9,149 (4%)	9,339 (4%)	8,541 (4%)	12,085 (5%)
	総資源化量 (トン)	44,431 (15%)	45,180 (15%)	44,883 (15%)	44,603 (16%)	42,360 (16%)	39,239 (15%)	56,979 (23%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	15,464	16,945	16,975	17,233	17,940	17,637	57,700
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	211,209 (74%)	209,698 (74%)	200,559 (74%)	187,668 (73%)	180,590 (73%)	179,012 (74%)	154,195 (68%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	50,143 (18%)	50,174 (18%)	47,148 (17%)	46,139 (18%)	43,482 (18%)	43,400 (18%)	37,371 (17%)

※ 1 別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付 (別添 様式 1 の添付資料)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 29 年度
人口(各年度 10 月 1 日現在)	644,020	642,324	639,265	636,649	634,628	632,703	614,442

※ 2 排出量に係るものは平成 22 年度に対する割合、総資源化量は各年度の排出量 + 集団回収量に対する割合、その他は各年度の排出量に対する割合

様式 1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
エネルギー回収推進施設	施設組合	全連続高温燃焼式、ストーカ式	有	600(t/日)	S50年3月	H28年度	老朽化、エネルギー高効率回収	全連続高温燃焼式、ストーカ式	H28年度	400(t/日)	
マテリアルリサイクル推進施設	施設組合	併用、磁選、資源化	有	150(t/5h)	S50年1月	H28年度	老朽化、資源化の促進	併用、磁選、資源化	H28年度	50(t/5h)	粗大ゴミ関連
エネルギー回収推進施設	施設組合	全連続高温燃焼式、ストーカ式	有	600(t/日)	S56年3月						
マテリアルリサイクル推進施設	施設組合	ペットボトル減容施設(破砕袋機、手選別、圧縮梱包機) 資源化	有	4.9(t/5h)	H23年3月						
マテリアルリサイクル推進施設	施設組合	その他プラスチック受入設備(ストックヤード)	有	896m ³	H22年3月						

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付(地域内での位置図と敷地内での位置図)(別添 様式1の添付資料)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 26 年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備 考			
				単位	開始	終了	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		平成 28年度		
○ エネルギー回収に関する事業							13,215,440	0	399,000	1,902,106	3,686,809	7,227,525	10,116,470	0	102,900	567,766	3,508,939	5,936,865	
高効率ごみ発電施設整備事業 (1/3補助事業)	1	施設組合	400	t/日	平成24 年度	平成28 年度	4,905,646	0	0	567,766	1,392,390	2,945,490	4,905,646	0	0	567,766	1,392,390	2,945,490	
高効率ごみ発電施設整備事業 (1/2補助事業)							5,210,824	0	102,900	0	2,116,549	2,991,375	5,210,824	0	102,900	0	2,116,549	2,991,375	
高効率ごみ発電施設整備事業 (対象外事業)							3,098,970	0	296,100	1,334,340	177,870	1,290,660							
○ 再生利用に関する事業							1,848,448	0	0	165,733	751,935	930,780	1,820,728	0	0	165,733	751,935	903,060	
粗大ごみ処理施設整備事業 (1/3補助事業)	2	施設組合	50	t/5h	平成24 年度	平成28 年度	1,820,728	0	0	165,733	751,935	903,060	1,820,728	0	0	165,733	751,935	903,060	
粗大ごみ処理施設整備事業 (対象外事業)							27,720	0	0	0	0	27,720							
合 計							15,063,888	0	399,000	2,067,839	4,438,744	8,158,305	11,937,198	0	102,900	733,499	4,260,874	6,839,925	

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（1 / 4）

18

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
発生抑制、再 使用の推進 に関するもの	11	有料化	発生抑制の効果を見込み、まずは大型ごみの有料化導入について、早期導入の検討	東大阪市	期間中 継続事業			まずは大型ごみの有料化導入検討					
			ごみの発生抑制や公平性の観点から、手数料改定を含めた有料化導入の検討。	大東市	期間中 継続事業			ごみ有料化に向けた調査・研究・実施					
	12	環境教育の普及、啓発	多様なニーズに対応できる環境教育出前講座を作り上げ、幅広い年代の市民を対象として普及啓発に努める。また、地域イベントで、地域と協働した環境教育を実施。	東大阪市	期間中 継続事業			啓発活動・環境教育の充実					
			エコショップ制度について、両市内の販売店の登録促進、取り組み推進のための啓発	東大阪市 大東市	期間中 継続事業			エコショップ制度の販売店の登録促進、啓発					
	13	ごみを出さない運動の展開（発生抑制の推進）	家庭ごみの約4割を占める、生ごみの減量を図るため、地域と連携し、生ごみの水分を減らす施策を展開。	東大阪市	期間中 継続事業			生ごみの出し方の工夫（水切り、堆肥化などの実践） 水切り運動の試行・実施					
	14	マイバッグ運動	地域住民主体のごみ減量推進組織との連携により、マイバッグの普及促進。	東大阪市	期間中 継続事業			啓発活動・発生抑制意識の充実					
			市民・事業者・行政が協働してごみ減量に取り組むため、「買物袋持参」「もったいない」などをテーマとした活動を実施。	東大阪市	期間中 継続事業			啓発活動・発生抑制意識の充実					
			市民・事業者・行政が一体となって企画や参加をすることによってごみ減量が実践できる、「買物袋持参」「もったいない」などをテーマとしたキャンペーン実施。	大東市	期間中 継続事業			啓発活動・発生抑制意識の充実					
			東大阪ブロック・京阪奈北レジ袋削減推進会議に参画し、毎年一斉にレジ袋削減キャンペーン実施し、広域的に取り組む。	東大阪市 大東市	期間中 継続事業			啓発活動・発生抑制意識の充実					

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（2 / 4）

19

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	15	ごみ分別と出 し方の周知徹 底	分別排出ルールの徹底や地域における資源ステーションの管理を徹底する。また、資源ステーションの定期的なパトロールにより、適正に運営できるようにする。	東大阪市	期間中 継続事業			市民・行政の協働による地域での分別排出の徹底 資源ステーションの適正な運営					
	16	生ごみ堆肥化 の普及・推進	家庭用生ごみ処理機購入補助事業を継続し、生ごみの減量・リサイクルを促進。また、生ごみ処理機より発生した処理物を回収し、堆肥化するシステム作りを検討。	東大阪市	期間中 継続事業			生ごみ処理のための支援の充実					
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	17	事業系ごみの 減量推進	事業系一般廃棄物減量マニュアルを作成し、特定事業者及び小規模事業者に対して、ごみ減量・リサイクルに努めるよう周知啓発を行う。	東大阪市	期間中 継続事業			事業者に対するごみ減量・リサイクルの推進					
		事業系ごみの 減量指導の強 化	1日平均 100kg 以上排出する多量排出事業者に対して、条例により事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付けている。	大東市	期間中 継続事業			事業者に対するごみ減量指導の強化					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	事業系一般廃 棄物の排出事 業者の処理計 画策定	多量排出事業者に対して、条例により事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付け、一般廃棄物の減量化の推進。	東大阪市 大東市	期間中 継続事業			事業系一般廃棄物減量計画書作成および 提出義務付けによる減量化の推進					

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（3 / 4）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		
処理施設の整備 に関するもの	1	東大阪都市清掃施設組合 高効率ごみ発電施設整備事業	可燃系ごみの焼却及び熱回収施設	施設組合	24	28	○		建設					
	2	東大阪都市清掃施設組合 粗大ごみ処理施設	粗大ごみの破碎、磁選、資源化の促進	施設組合	24	28	○		建設					

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（4 / 4）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
その他	41	古紙・古布の全 市的な回収の実 施	集団回収を促進・拡充するため、地域と連 携し、地域における集団回収活動を拡大。 また集団回収を支援し、回収量を拡大。	東大阪市	期間中 継続事業			地域での自主的な取り組みへの支援充実					
			地域で実施されている古紙・古布等の集団 回収を支援・育成し、回収量を拡大。	大東市	期間中 継続事業			地域での自主的な取り組みへの支援充実					
	42	廃家電のリサイ クルにかかる普 及啓発	家電リサイクル法の対象品目は、広報紙、 ホームページ等に処理方法を記載し、適切 な処理を啓発。	大東市	期間中 継続事業			啓発活動の充実					
	43	役所での率先し たごみ減量やグ リーン購入の実 践	エコ商品の購入を市が率先することで、社 会の需要を環境に配慮されたものへと転 換。	東大阪市 大東市	期間中 継続事業			市の公共施設における率先行動の充実					
	44	不法投棄対策	警察や自治会と連携し、不法投棄の多発地 点を重点的にパトロール。	東大阪市 大東市	期間中 継続事業			きれいなまちづくりの推進					
	45	災害時の廃棄物 処理に関する事 項	震災時に迅速な対応を図るため、行動マニ ュアル等の整備。近隣市と相互に支援でき る体制の確保。	東大阪市 大東市 施設組合	期間中 継続事業			総合的災害対策の充実					

施設概要(マテリアルリサイクル推進施設系)(1)

都道府県名 大阪府

(1)事業主体名	東大阪都市清掃施設組合
(2)施設名称	東大阪都市清掃施設組合 粗大ごみ処理施設
(3)工期	平成24年度 ～ 平成28年度
(4)施設規模	処理能力 50 t / 5 h
(5)処理方式	破碎、選別(磁力)、資源化
(6)地域計画内の役割	構成市から排出される粗大ごみの破碎・資源化
(7)廃焼却施設解体工事の有無	存 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (第3期計画で既設粗大ごみ処理施設を解体予定)

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8)生成する原材料及びその利用計画	
--------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9)固形燃料の利用計画	
--------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10)ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12)事業計画額	1, 848, 448千円
-----------	---------------

施設概要(エネルギー回収推進施設系)

都道府県名 大阪府

(1)事業主体名	東大阪都市清掃施設組合
(2)施設名称	東大阪都市清掃施設組合 第五工場 (高効率ごみ発電施設)
(3)工期	平成24年度 ~ 平成28年度
(4)施設規模	処理能力 400 t/日 (200 t/日・炉×2 炉)
(5)形式及び処理方式	全連続高温燃焼式 ストーカ式
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有(発電効率26.3%) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有(熱回収率 %) ・ <input type="radio"/> 無
(7)地域計画内の役割	構成市から排出される一般廃棄物の焼却
(8)廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (第3期計画で解体予定)

「灰溶融施設」を整備する場合

(9)スラグの利用計画	
-------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10)発生ガス回収効率及び発生ガス量	
(11)回収ガスの利用計画	

(12)事業計画額	13,215,440千円
-----------	--------------

〈トレンドグラフ〉

図5から図9（一般廃棄物処理基本計画のものを適用）

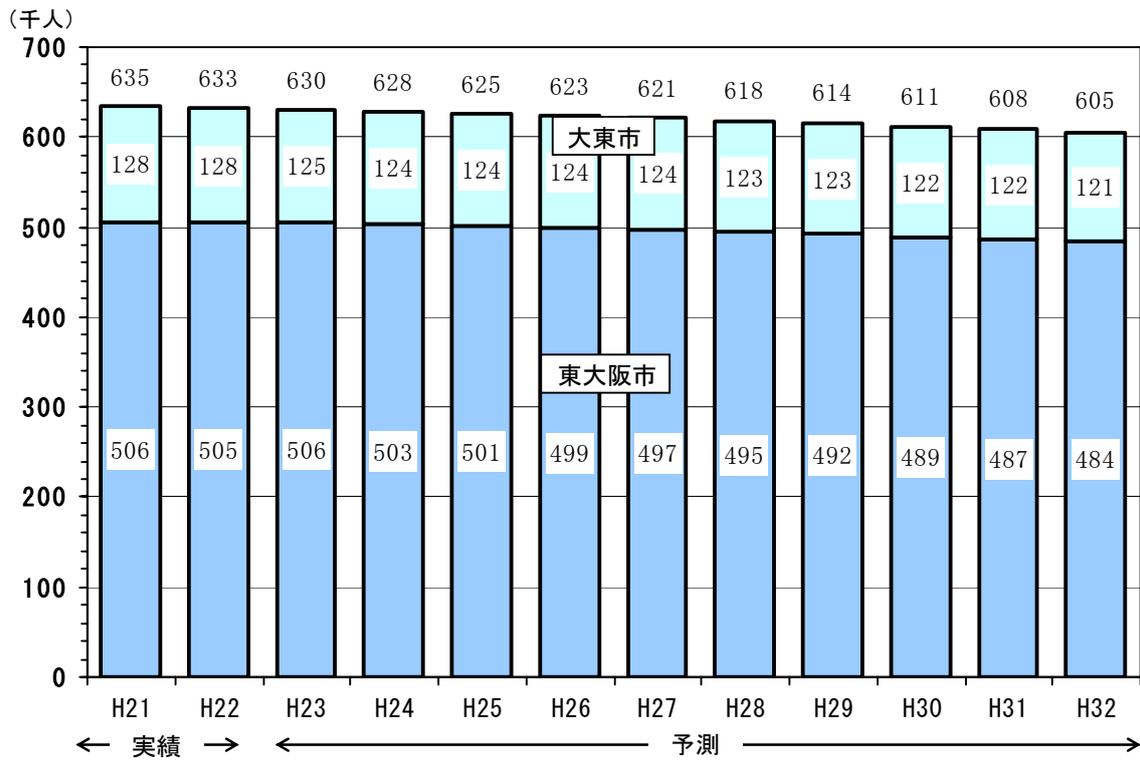


図5 将来人口

<トレンドグラフ>

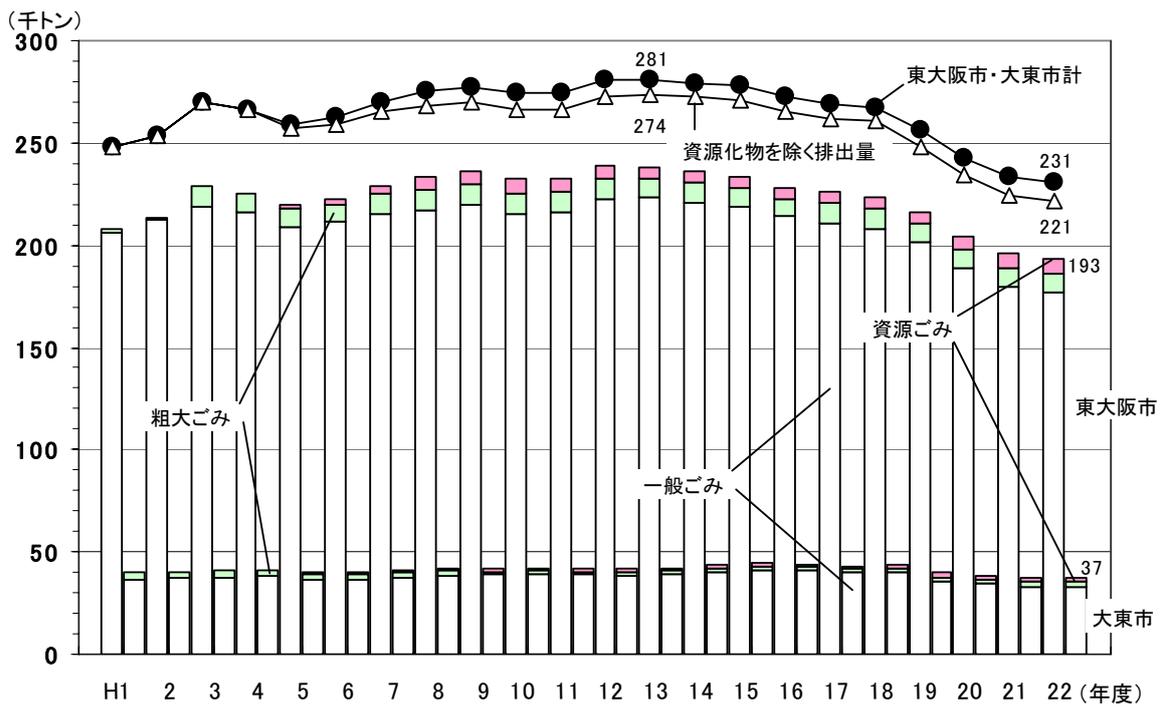


図6 東大阪市・大東市のごみ排出量の動向

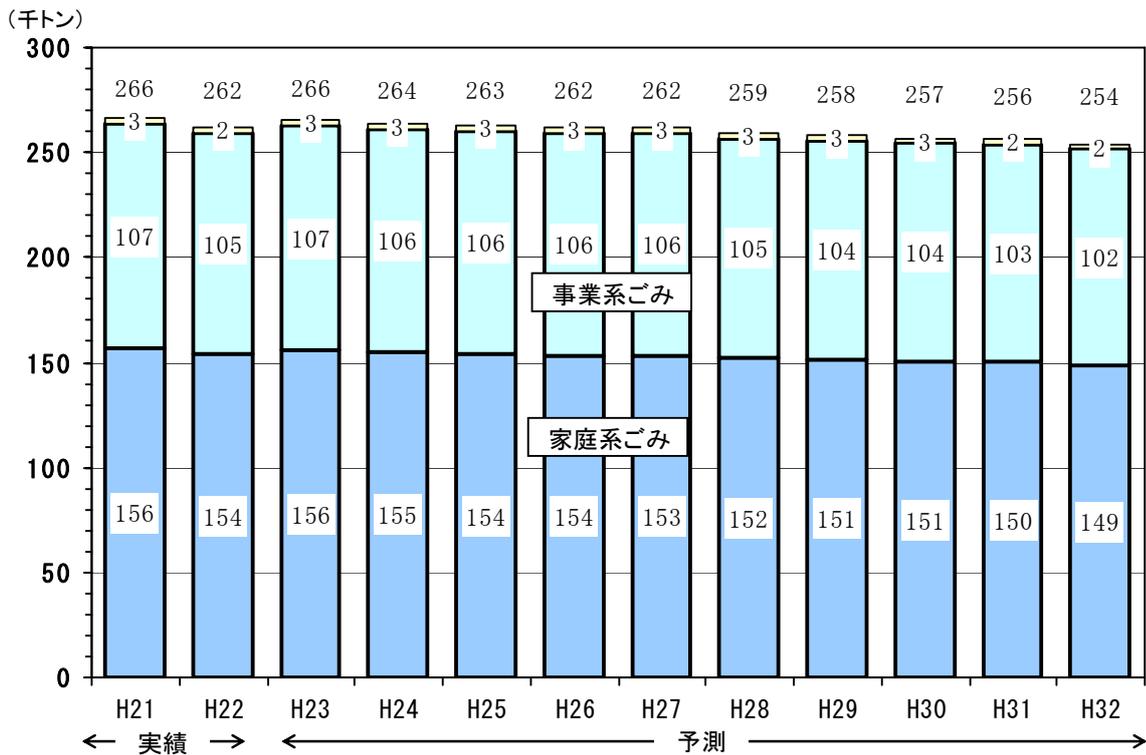


図7 このままで推移した場合のごみ発生量の将来予測

〈トレンドグラフ〉

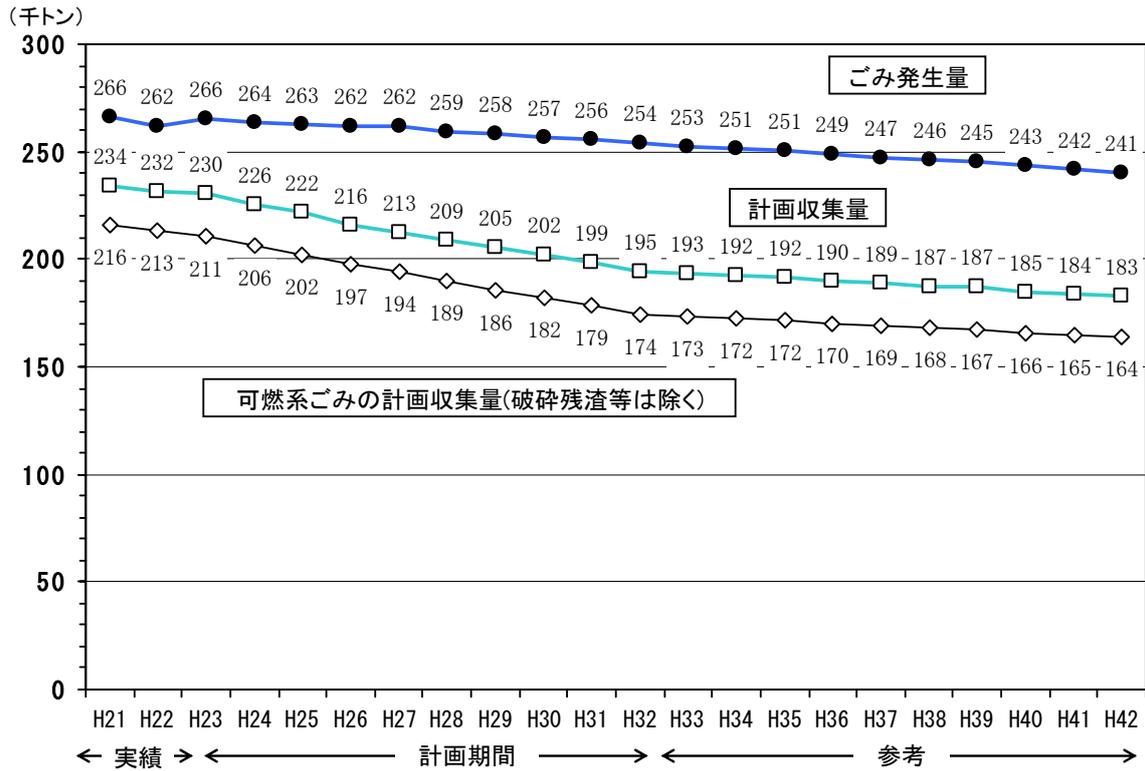


図8 計画収集量の予測

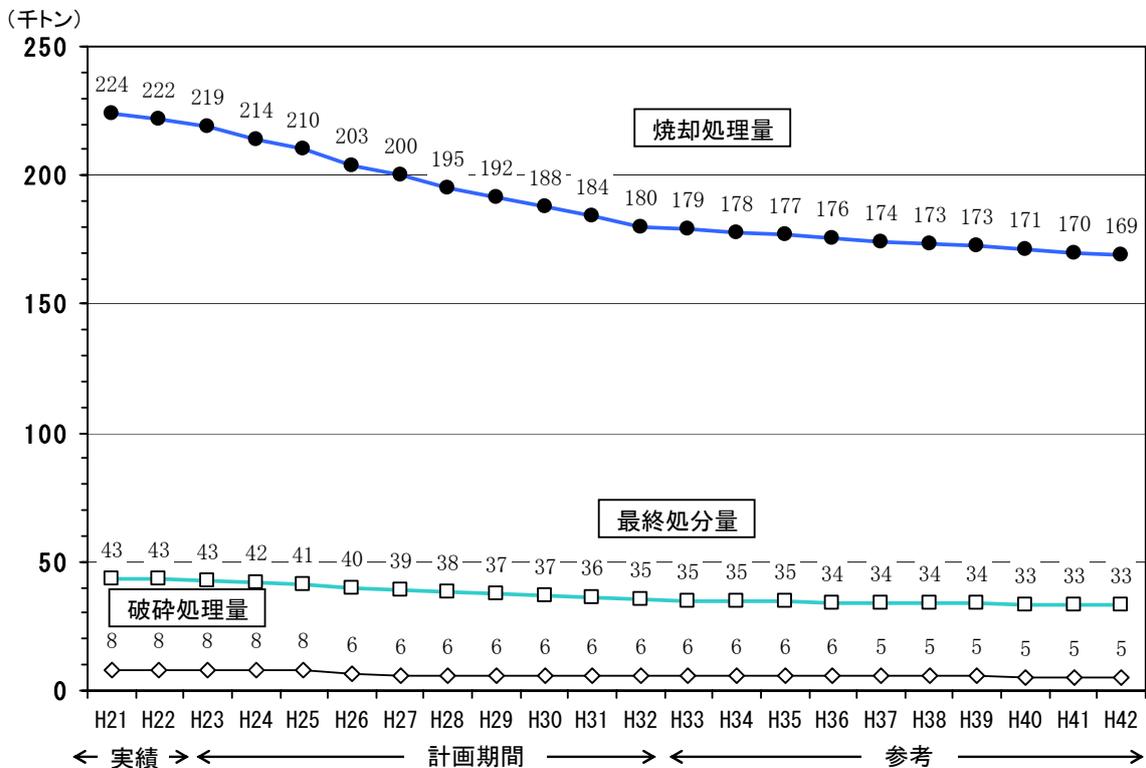


図9 焼却処理量・破碎処理量・最終処分量の予測

分別区分の説明（表2の添付資料）

東大阪市

家庭ごみ（可燃物）	：一般家庭から排出される燃えるごみ
あきかん・あきびん	：空き缶・空きびん・スプレー缶
不燃の小物	：おおむね一辺が 30cm 以下の燃えない小物
大型ごみ	：家庭ごみ（可燃物）や資源となるもの（あきかん・あきびん）以外のごみ
ペットボトル	：ペットボトル（飲料用またはしょうゆ用）
プラスチック製容器包装	：容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装
白色トレイ	：白色の発泡スチロール製食品用トレイ
廃蛍光管・廃乾電池	：一般家庭から排出される蛍光管と使いきり電池
古紙・古布	：新聞・雑誌・段ボール・その他紙製容器包装・古布

東大阪市（自主的な資源化の取り組み）

集団回収	：地域の住民団体による再生資源（新聞・雑誌など）の集団回収
自主的な資源化	：コンポストや生ごみ処理機による堆肥化や生ごみ減量などの、家庭での自主的な資源化の取り組み

大東市

一般ごみ	：一般家庭から排出される燃えるごみ
空き缶・空きびん	：空き缶・空きびん、スプレー缶
粗大ごみ	：一般ごみや資源ごみ（空き缶・空きびん）以外のごみ
燃えない小物	：45 リットルのごみ袋に入る大きさの金属、ガラス、陶器など
ペットボトル・	：ペットボトル（飲料容器・炭酸飲料容器など）
プラスチック製容器包装	：トレイ、カップ麺容器、シャンプー容器、発泡スチロールなど
紙パック	：アルミニウムを使用していない飲料用の紙容器

大東市（自主的な資源化の取り組み）

集団回収	：自治会、子ども会、老人会などの地域の団体による新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布・紙製容器包装などの集団回収
自主的な資源化	：電動式生ごみ処理機による生ごみ処理や、コンポスト容器・EM ぼかし容器による堆肥化など、家庭でのごみの減量と資源化

東大阪都市清掃施設組合 現有処理施設の概要(表3の添付資料)

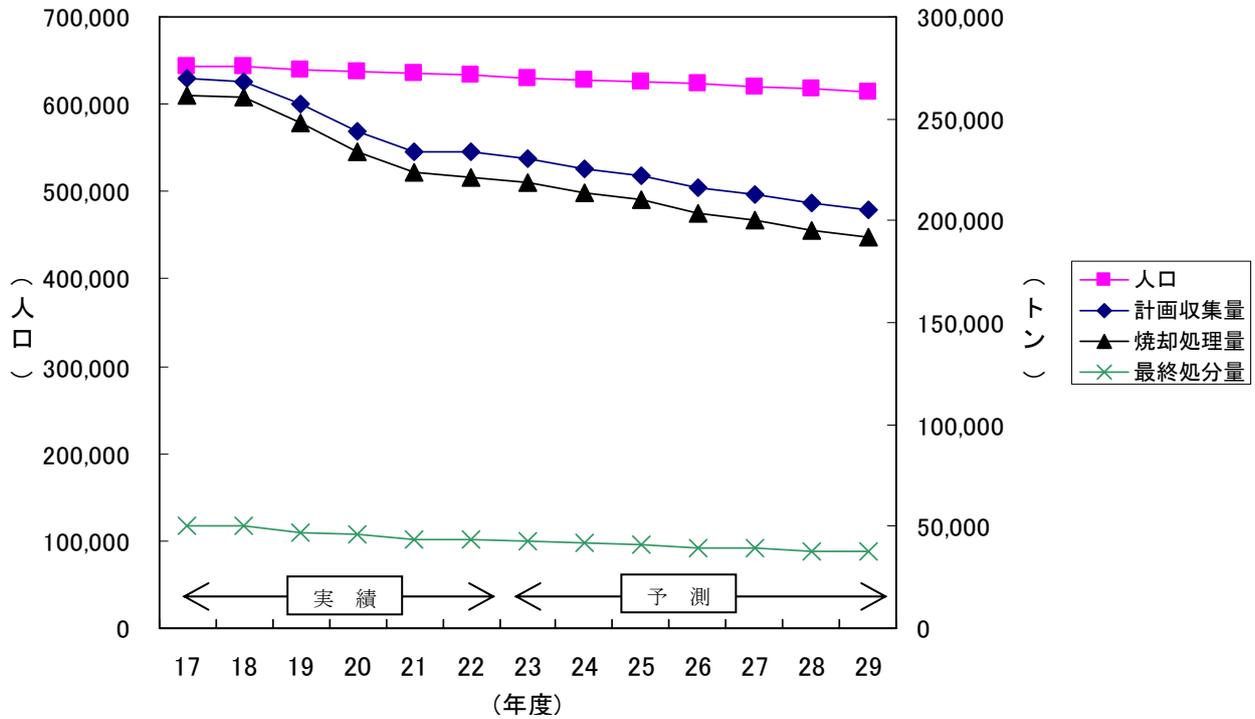
現有施設名	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年	施設の概要
第三工場 (旧称：第二工場)	焼却施設	一般ごみ 粗大ごみ・資源 ごみ処理施設か らの可燃物	200t/日・炉 × 3 炉	大阪府 東大阪 市水走 4-6-25	S50	ストーカ式、水噴射式排ガス 冷却、燃焼制御＋無触媒脱 硝、ろ過式集塵、薬剤飛灰処 理
第四工場 (旧称：第一工場)	焼却施設	一般ごみ 剪断型破砕機処 理物(たたみ等)	300t/日・炉 × 2 炉		S56	ストーカ式、ボイラ式排ガス 冷却、燃焼制御＋無触媒脱 硝、ろ過式集塵、薬剤飛灰処 理、発電 3500kW
破砕工場	粗大ごみ 処理施設	可燃性、不燃性 粗大ごみ	150t/5h		S50	併用、可燃ごみ・鉄の2種選 別
ペットボト ル減容施設	容器包装 リサイク ル推進施 設	ペットボトル	4.9t/5h	大阪府 東大阪 市中石 切町 7-4-61	H23	破袋機、除袋機、 手選別コンベヤ、圧縮機
その他プラ スチック受 入設備	容器包装 リサイク ル推進施 設	その他プラステ ック	896 m ²		H22	受け入れ保管 (ストックヤード)

様式1の添付資料

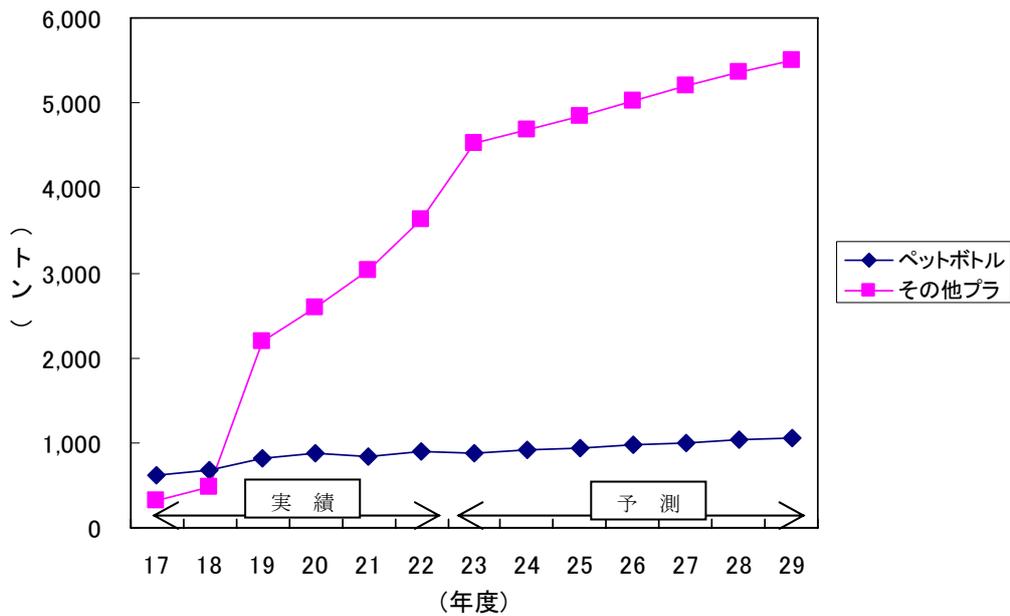
指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

<トレンドグラフ>

①人口、計画収集量、焼却処理量、最終処分量



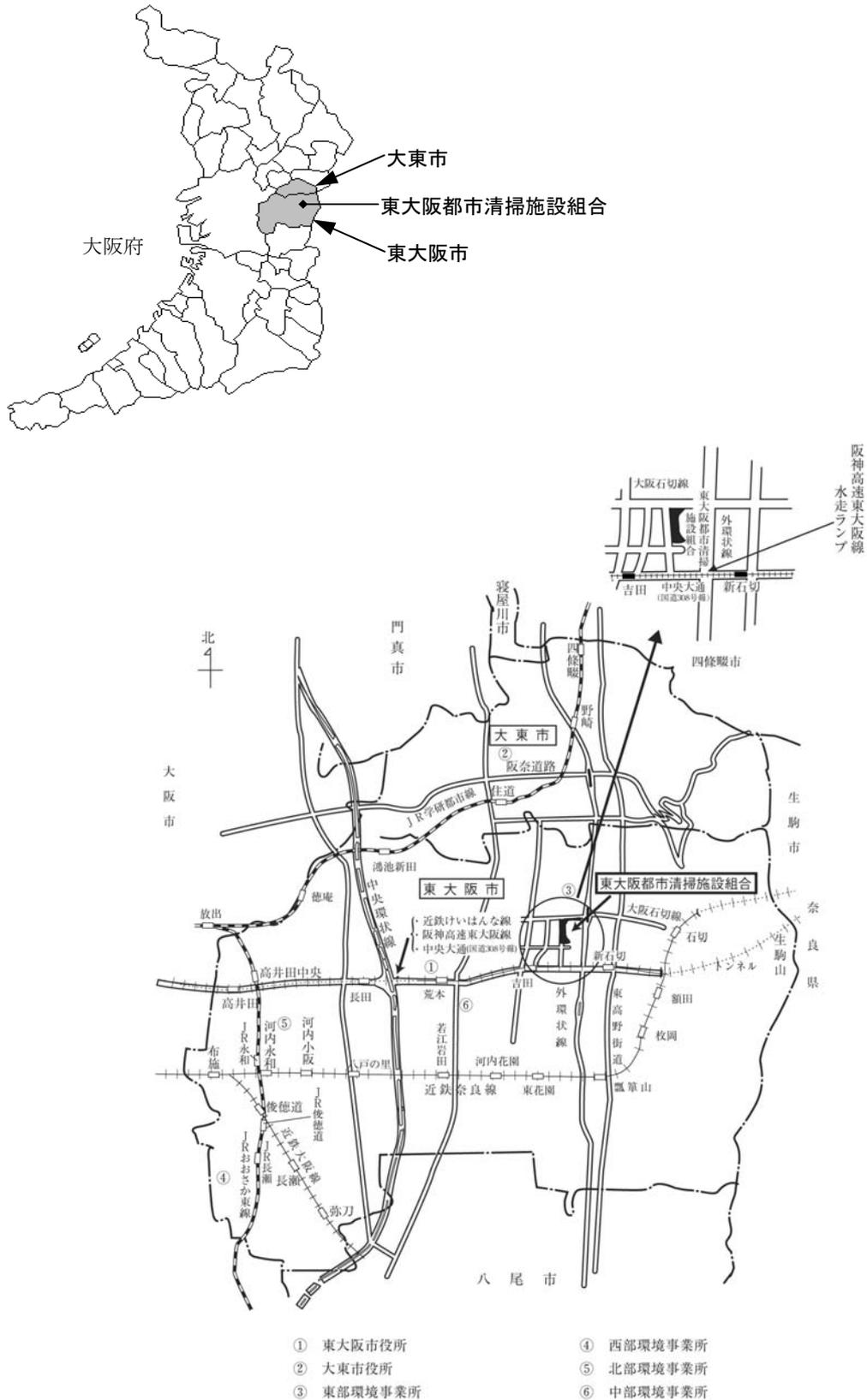
②ペットボトル、その他プラスチック



様式1の添付資料

(地域内の施設の現況と予定(位置図))

<地域内の施設の現況>



〈東大阪都市清掃施設組合 敷地内の現況と予定〉

▲現況施設 ■予定施設

